

## 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託 プロポーザル選定要領

### （目的）

第1条 この要領は、当市における健康文化都市推進事業の計画的かつ総合的な推進を図るため、健康増進法及び伊勢市健康づくり推進条例に基づく第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式により提出のあった企画提案書等の選定方法について、必要な事項について定めるものである。

### （選定業務）

第2条 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

### （採点）

第3条 選定委員会は選定会議を開催し、プロポーザルに参加する者が提出した企画提案書等について、別紙「第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準」に基づき、第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価表（以下「評価表」という。）を用いて採点をする。

2 選定会議で選定委員が欠席の場合、当日までに評価表を提出するものとし、提出された評価表は、集計に含むものとする。

### （順位の設定）

第4条 企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

1 各選定委員は、前条により算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただしm位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$[m + (m + 1) + \dots + [m + (n - 1)]] / n$$

2 前項の順位を順位点として、別紙第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託プロポーザル選定にかかる集計表により合計点を集計し、数値の低いものを上位として総合順位をつける。

### （受託候補者の決定）

第5条 前条により、順位が1位の者を受託候補者として特定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者の見積価格を比較し、最も低い見積価格の者を受託候補者とするが、見積価格において比較できない場合は、評価項目のうち5「計画策定についての提案」の点が高いものを最優秀提案とし、それでも同

点の場合は選定委員会で諮って決定する。

- 2 提出された企画提案書が1件の場合は、第3条に定める方法により採点を行い、選定委員の1名以上が価格評価を含まない合計得点を54点未満とした場合には、委員長が選定委員会に諮り、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことができる。